

地方公務員法及び地方自治法の改正 (会計年度任用職員制度)について

1 改正の目的等

- 「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)」が成立(公布:平成29年5月17日、施行:平成32年(2020年)4月1日)。

地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加しているが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことから、以下の改正を実施。

[臨時・非常勤職員数(全国):H20年度49.8万人、H24年度59.9万人、H28年度64.5万人]

2 地方公務員法の一部改正〔適正な任用等を確保〕

(1) 特別職非常勤職員の任用の厳格化(法第3条第3項関係)

特別職の範囲を、「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査、診断等を行う者」に厳格化

現行

臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職



改正後

上記のうち、「専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。」と対象を限定

(2) 臨時的任用の厳格化(法第22条の3第1項関係)

臨時的任用の対象を、「常勤職員に欠員が生じた場合」に限定

現行

緊急の場合、臨時の職の場合、採用候補者名簿がない場合に、6月を越えない期間で任用(6月を越えない期間で1回限り更新可)



改正後

「常時勤務を要する職に欠員が生じた場合」で、上記事由に該当するときに限り、任用可(任期等は現行どおり)

(3) 一般職非常勤職員の任用等に関する制度の明確化(法第22条の2第1項関係)

一般職非常勤職員を「会計年度任用職員」と新たに規定し採用方法や任期等を明確化

3 地方自治法の一部改正〔会計年度任用職員に対する給付を規定〕

- 会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備

4 今後の予定

- 平成32年(2020年)4月1日の改正法施行に向け、平成31年度(2019年度)上半期の議会に、給与・勤務条件等の関係条例の改正(案)を提案。

5 制度改正後の臨時・非常勤職員の移行イメージ

改正後の任用形態・従事する業務

